

昨今、動物愛護指導センターが受け入れた動物の対応に関して様々な御意見が寄せられているため、改めて、当センターの取り組み状況について説明させていただきます。

市町村や保健所で保護した犬猫については、公示等の法令上の手続きを経て所有者や引き取り手がいないことの確認がなされたうえで、動物愛護指導センターが受け入れています。

センターが受け入れた犬猫については、県ホームページ等で新しい飼い主を募集するとともに関係者の皆様の御協力をいただきながら譲渡先を探すことで、可能な限り致死処分とならないよう対応しています。

しがしながら、受け入れた犬猫の中には、病気や外傷、人や動物への攻撃性やしつけの困難さ、推定年齢や体格等から容易に譲渡できない場合もあります。

こうした犬猫については「山梨県動物愛護指導センター犬及び猫の譲渡選定・健康管理細目」に基づき、獣医師を含む複数の職員が専門的な知見から、譲渡の適否を判断し、通常的环境下での市域が困難な場合など、やむを得ず致死処分とすることがあります。

また、センターが受け入れた犬猫の譲渡や処分の状況については、譲渡先の個人情報の保護やトラブル防止の観点から、これまで原則として非公表としております。

なお、公表のあり方については、センターに寄せられている御意見を踏まえ、今後、改めて検討してまいります。

今後も、職員一同、動物愛護指導センターとしての責務を果たすべく全力で取り組んでまいります。